

地域産業基盤整備推進交付金交付要綱（下水道）

令和 6 年 1 月 25 日

国 水 下 事 第 30 号

国 土 交 通 事 務 次 官

第 1 通 則

デジタル田園都市国家構想交付金制度要綱（令和 6 年 1 月 25 日付け府地創第 336 号、府地事第 812 号内閣府事務次官通知、5 農振第 2216 号農林水産事務次官通知、20231215 財地第 1002 号経済産業事務次官通知、国総政第 37 号国土交通事務次官通知、環循適発第 2401251 号環境事務次官通知。以下「制度要綱」という。）第 6 4②に定める地域産業基盤整備推進交付金（以下「交付金」という。）の交付に関しては、制度要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・建設省令第 9 号。以下「国土交付規則」という。）、その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところによるものとする。

第 2 交付金の交付対象

1 交付対象となる事業

交付金の交付対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、別表 1 のとおりとする。

2 事業主体

事業主体は、地方公共団体とし、別表 1 のとおりとする。

3 交付金の交付先

交付金の交付を受ける者は、地方公共団体とする。

第 3 交付の事務の区分

交付金の交付の事務は、国土交付規則の規定に基づき国土交通大臣が行うものとする。

第4 交付金の交付期間

国土交通大臣が地方公共団体に対し交付金を交付することができる期間は、地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ実施計画（以下「実施計画」という。）ごとに当該計画に基づき事業を実施する年度から起算して、原則5年以内とする。

第5 交付限度額

交付金の限度額（以下「交付限度額」という。）は、別表1のとおりとする。

第6 単年度交付額

1 単年度交付額

第5に規定する交付金の交付限度額の範囲において、年度ごとの交付金の交付額（以下「単年度交付額」という。）は、次に掲げる式により算出した額を基準として定めるものとする。

$$\text{単年度交付額} = \text{交付限度額} \times C - D$$

C : 実施計画に記載されている事業に要する経費に充てるための交付金（以下「交付金（X）」という。）が交付される年度の年度末における対象事業について見込まれる進捗率

D : 交付金（X）のうち、算出の対象とする年度の前年度末までに交付された交付金の総額

進捗率 : 対象事業に係る総事業費に対する執行业業費の割合

2 事業の進捗率の変更

事業主体は、実施計画に記載されている事業の進捗率に変更があった場合には、交付を受けた交付金の額すべてについて、1の規定により算出される額にかかわらず、当該事業に要する経費として充てることができる。ただし、この場合においても、当該年度に交付された交付金の額は、当該年度における変更された執行予定事業費を超えることはできない。

3 交付金の他の事業への充当

事業主体は、単年度交付額の1/2未満の範囲で、かつ他の事業の当該年度の執行予定事業費を超えない範囲内において、交付された交付金を他の事業の整備に要する経費として充てることができる。

第7 指導監督費

国土交通大臣は、都道府県に対し、工事費（工事雑費を除く。）及び事務費と別に、指導監督費（適正化法第26条第2項の規定により都道府県が行うこととなった事務に要する経費をいう。）を交付することができる。

第8 交付申請

適正化法第5条及び適正化法施行令第3条、国土交付規則第3条及び第4条の規定に基づく交付金の交付に係る申請については、交付金の交付を受ける者（以下「交付申請者」という。）は、毎年度、国土交通大臣が別に定める日までに、国土交通大臣に対し、別に定める交付申請書を提出して行うものとする。

第9 変更交付申請

- 1 交付申請者は、適正化法第7条第1項及び国土交付規則第5条第1項第1号若しくは第2号の規定により承認を受けようとする場合には、国土交通大臣に対し、別に定める変更交付申請書を提出するものとする。
- 2 実施計画に定められた事業については、第6の3によるものは、適正化法第7条第1項第1号の軽微な変更とし、第1項本文の規定にかかわらず、経費の配分に関する変更申請を要しない。
- 3 実施計画等に定められた交付対象事業については、実施計画等の事業の新設又は廃止を伴わない事業内容の変更で交付決定単位ごとの交付決定額に変更が生じないものは、適正化法第7法第1項第3号の軽微な変更とし、第1項本文の規定にかかわらず、事業の内容に関する変更申請を要しない。

第10 申請の取下げ

交付申請者は、適正化法第9条第1項により申請を取り下げる場合には、交付金の交付決定通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、国土交通大臣に対し、別に定める申請取下書を提出するものとする。

第11 遂行状況報告

適正化法第12条の規定による遂行状況の報告については、交付申請者は、毎会計年度の

4月1日から12月31日までの期間についての状況を取りまとめ、当該年度の1月31日までに、国土交通大臣に対し、別に定める遂行状況報告書を提出して行うものとする。

第12 実績報告

適正化法第14条、適正化法施行令第8条及び国土交付規則第9条の規定に基づく報告については、交付申請者は、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は交付対象事業の完了の日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、国土交通大臣に対し、別に定める実績報告書とその他参考となるべき資料を添えて提出して行うものとする。

ただし、国土交通大臣が、この期日によることが困難な特別の事由があると認めるものについては、交付金事業等の完了の日の属する国の会計年度の翌年度の6月10日までとすることができる。

第13 交付金の経理

事業主体及び第7の指導監督交付金の交付を受ける都道府県は、交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、交付期間の終了後5年間保存しなければならない。

第14 その他

この要綱に定めるもののほか、地域産業基盤整備推進交付金交付要綱（下水道）の交付に必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 本要綱は、令和6年1月25日から施行する。

別表 1

施設	事業主体	交付対象事業	交付限度額
公共下水道	都道府県 市町村	<p>(1) 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第3号の公共下水道であって、同法第4条による事業計画を策定している公共下水道の設置又は改築に関する事業</p> <p>(2) (1)のうち、特定の事業者の事業活動に主として利用される公共下水道(当該公共下水道の汚水に係る計画下水量のうち、事業者の事業活動に起因し、又は附随する汚水の計画下水量が、おおむね3分の2以上を占めるもの。以下「特定公共下水道」という。)で交付対象事業となるものは、次のすべてに該当するものであること。</p> <p>(a) 予定処理水量の合計が1万 m³/日以上であるもの。</p> <p>(b) 排水の水質が次のいずれかに該当すること。</p> <p>a) 汚染指数が1万以上であるもの。汚染指数とは次式により算定したものをいう。</p> $S=45S_1S_2+30S_2+S_2^{1/2}S_3+0.4S_4$ <p>ここに</p> <p>S: 汚染指数 $S_1: (7-pH \text{ 値})^2$ $S_2: \text{BOD (mg/l)}$ $S_3: \text{浮遊物質 (mg/l)}$ $S_4: 1 \text{ cc 中の大腸菌群数 (M. P. N)}$</p> <p>b) 異常な色相又は臭気をもつもの。</p> <p>c) 著しく有害な物質を含有するもの。</p> <p>(c) 主として半導体工場の排水を受ける特定公共下水道については、下水道管理者が、専門家等の意見聴取を踏まえた上で、モニタリング計画を作成して提出し、同計画に基づく水質検査結果等について専門家等による検証を行うとともに、対応の必要が認められる場合には、原因者と協議の上、対応方針を公表するものであること。</p>	下水道法施行令(昭和34年政令147号)第24条の2で定める額
流域下水道	都道府県	下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第4号の流域下水道であって、同法第25条の23による事業計画を策定している流域下水道の設置又は改築に関する事業	下水道法施行令(昭和34年政令147号)第24条の2で定める額